

大分大学経済学部教務委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年経済学部規程第7号

(設置)

第1条 大分大学経済学部に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教務に関する事項について、企画、連絡及び調整を行い、関係事務の円滑な遂行に資する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) メジャーの教員 各1人
- (3) その他学部長が必要と認める者

2 前項各号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第2項の委員の任期は、2年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長は、緊急やむを得ない事態が発生したときは、その措置を決定し、事後、委員会の承諾を求めるものとする。

(委員以外の者への協力依頼)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、経済学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年経済学部規程第5号）

この規程は、平成17年1月12日から施行する。

附 則（平成26年経済学部規程第2号）

この規程は、平成26年12月10日から施行する。

附 則（令和 6 年経済学部規程第 8 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。